

## 仏生寺自治振興委員会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、仏生寺自治振興委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務所を氷見市惣領1927番地（仏生寺公民館）に置く。

(目的)

第2条 委員会は、市政の振興と相互扶助の精神に基づき、仏生寺地区住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、仏生寺地区自治振興委員をもって組織する。

(役員等)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

2 委員会に顧問を置くことができる。顧問は委員長が指名する。

3 委員会の事務局長は、氷見市農協仏生寺支所長をもって充てる。

(役員任期及び選出)

第5条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。役員が欠けた場合における補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、1月開催の委員会において互選する。

(役員職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を統理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

4 顧問は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べるができる。

(会議)

第7条 会議は、委員会及び役員会とする。

- 2 委員会は、委員長が招集し、月1回開くものとする。ただし、委員長が必要と認めるとき臨時に開く、又は不要と認めるときは中止することができる。
- 3 役員会は、会長が必要と認めるとき、これを招集する。
- 4 委員会の規約の改正は、委員会の議決により、これを行うことができる。

(経費)

第8条 委員会の経費は、会費及びその他の助成金等により運営する。

- 2 委員会の会計年度、1月1日から12月31日までとする。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この規約は平成15年6月5日から施行する。

附則 この規約は平成26年2月6日から施行する。

## 仏生寺自治振興委員会表彰及び弔慰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仏生寺自治振興委員会委員（以下「委員」という。）の表彰及び弔慰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号に該当する者に対して、氷見市自治振興委員連合会から表彰された際に、記念品を贈るものとする。

- (1) 自治振興委員として5年以上勤務した者
- (2) 自治振興委員として10年以上勤務した者
- (3) 自治振興委員として15年以上勤務した者
- (4) 自治振興委員として20年以上勤務した者

2 自治振興発展と仏生寺自治振興委員会の運営について、特に功績のあった者に、表彰状又は表彰状及び記念品を贈るものとする。

(弔慰金等)

第3条 委員が在職中に死亡したときは、委員長弔辞、生花（1万円相当）及び香料（20,000円）を贈るものとする。

2 委員の同居親族が死亡したときは、弔電、生花（1万円相当）及び香料（1万円）を贈るものとする。

(追彰)

第4条 表彰されるべき者が表彰される前に死亡したときは、表彰状及び記念品をその遺族に授与して追彰する。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この規程は平成15年6月5日から施行する。

附則 この規程は平成23年11月2日から施行する。

附則 この規程は平成26年2月6日から施行する。